

Harmony通信 2021.07

vol.197

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



photo by A

新型コロナワクチン接種と労働時間の取扱について

◆ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い
従業員が、ワクチン接種に費やす時間や副反応が出た場合の労働時間・休暇の取扱い方のご相談が増えています。

ワクチン接種時の取扱いについては、

- ・労働日に予約を取った場合
⇒職務専念義務免除(遅刻・早退・欠勤控除しない)
または、本人の申請による年次有給休暇
- ・体調不良時⇒特別休暇(1日限度)
または、本人の申請による年次有給休暇

などが一般的です。
尚、厚生労働省の見解は以下のとおりです。
「職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けるなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養の際、活用できる休暇制度を新設すること、既存の病気休暇や失効年休積立制度(失効した年次有給休暇を積み立て、病気療養する場合等に使えるようにする制度)等をこれらの場面にも活用できるように見直すこと

②特段のペナルティなく労働者の中抜け(ワクチン接種の時間は労務から離れることを認め、その分終業時刻の繰り下げを行うなど)や出勤みなし(ワクチン接種の時間に労務を離れることを認めた上で、その時間は通常通り労働したとして取り扱う)を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的だと考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生すると考えられます(※)。

こうした対応については、新型コロナワクチン接種希望の労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて検討することが重要です。」
※常時10人以上の労働者を使用する事業場の場合、就業規則の変更手続も必要です。

【厚生労働省「職域接種に関するお知らせ」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_shokuiki.html

【厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A(企業向け)」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

編集後記

7月になりました。既に郵送、ホームページ等でご挨拶していますが、Harmony社会保険労務士事務所は、7月1日よりHarmony社会保険労務士法人となりました。組織変更に伴う書類の取り交わし等、顧問先のお客様には大変お手数をおかけしましたが、お蔭様で、新たなスタートラインに立つことが出来ました。心より御礼申し上げます。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

今月のHarmony通信、内容は新型コロナウイルス感染拡大に伴う労務管理の記事でまとめました。宮城県内の感染者数も一時は一桁台まで下がったものの、再び二桁となり、まもなく開催されるオリンピック次第で、その後の感染状況がどうなるのか、大変気になるところです。ワクチン接種の問題もあり、労務管理を担当されている皆様には、引き続き悩ましい季節となりますが、ご自身のお体を大切に、時節柄水分補給を忘れずにお過ごしください。乗り越えましょう！

TOPICS

コロナ対策で注目「昼休みの時差取得」

◆「昼休みの時差取得」とは

令和3年5月に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正され、感染防止のための取組みに「昼休みの時差取得」が追加されました。昼休みを一斉に取得した場合、休憩室、喫煙室やエレベーター、近隣店舗などに人が集中し、感染リスクが高まる可能性があります。これを抑制するために、昼休みの時間をずらして取得してもらうという取組みです。

◆手続き上の留意点

労働基準法では、休憩時間は労働者に一斉に与えなければならないこととされており、昼休みを時差取得とする場合には、労使協定を締結して、①対象者の範囲、②新たな昼休みの時間の2点を取り決めなければなりません。労働者の意向などもよく確認しながら、職場の実情に応じて取り決めることが重要とされています。

※労使協定は、過半数労働組合または過半数代表者と書面で締結する必要があります。

※以下の業種は、一斉休憩の規定は適用されていません。

①運輸交通業、②商業、③金融・広告業、④映画・演劇業、⑤通信業、⑥保健衛生業、⑦接客娯楽業、⑧官公署(現業部門を除く)

※常時10人以上の労働者を使用する事業場の場合、就業規則の変更手続も必要です。

復職後の就労継続率に大きな違いが！

～リワークプログラムを上手に利用しましょう～

◆増え続ける精神疾患、コロナの影響も……

精神疾患の患者数は年々増え続けています。特に昨今、新型コロナウイルス感染拡大の影響で多くの人がメンタルヘルス不調になっており、日本うつ病学会では、感染への恐怖、不安、社会的な役割の喪失、自分自身への無力感、経済的困窮、制限や自粛への怒り等のストレス要因から、その数は今後も増える可能性があるとして指摘しています。

◆リワークプログラムの利用が有効

休職した従業員の職場復帰は、リワークプログラムを経ることとするのが有効です。リワークプログラムを利用した群と利用しなかった群について、復職後の就労継続率を比較した結果、復職後1,000日時点で、利用した群の継続率が7割弱だった一方、非利用群は2割弱だったという調査結果があります。また、プログラムを利用した人に比して、非利用者の再休職のリスクは1.89倍でした。復職を考え始めた従業員には、プログラムの利用を勧めたいものです。

※リワーク(return to work)の略語。気分障害などの精神疾患を原因として休職している労働者に対し、職場復帰に向けたリハビリテーション(リワーク)を実施する機関で行われているプログラムです。詳しくは一般社団法人日本うつ病リワーク協会のサイトをご覧ください
<https://www.utsu-rework.org/rework/>

Harmony通信 2021.07

#発行：2021年7月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所

Harmony社会保険労務士法人



合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38

クラッセ上杉ビル 4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

URL: <https://melody-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

